

令和 6 年 9 月 13 日

岡山県医師会 御中

岡山県医師会会員医療機関 御中

株式会社 JMDC

公共政策・産学連携本部

医療費適正化推進部

令和 6 年度服薬相談事業における送付対象条件の訂正について

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、岡山県後期高齢者医療広域連合から弊社が受託しております令和 6 年度服薬相談事業における対象者選定において、事前にご案内していた対象条件と一部異なった対象者を選定していたことが判明いたしました。

申し訳ございませんが、下記のとおり訂正させていただきますので、引き続き本事業にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

・「服薬情報のお知らせ」送付対象条件の訂正

(令和 6 年 8 月 19 日付岡広業第 394 号の 3. に記載)

【訂正前】

令和 6 年 3 月診療において、複数の医療機関を受診し、処方された医薬品（14 日以上の処方、一部内服薬以外の薬剤（全身作用のある貼付剤等）を含む）の合計が 6 種類以上あり、成分、分類名（ATC コード）にて、それぞれ別の医療機関から処方されている重複する組み合わせ（同一剤型）または併用禁忌となる組み合わせが 1 つ以上ある被保険者、約 18,000 名を予定しています。

【訂正内容】

岡山県後期高齢者医療広域連合と協議した送付対象条件では、それぞれ別の医療機関から処方されている、重複する組み合わせ（同一剤型）や、併用禁忌となる組み合わせが、一つ以上ある被保険者となっておりましたが、弊社の選定作業の誤りにより、同一の医療機関で診断・処方された傷病名と医薬品の組み合わせにおいて傷病名禁忌の可能性のある事象が送付対象者に含まれておりました。

今後とも、被保険者が「服薬情報のお知らせ」を持参された場合は、お手数をおかけしますが、本事業の趣旨をご理解いただき、被保険者へ現状を踏まえた服薬指導を実施する等、適宜ご対応くださいますようお願いいたします。